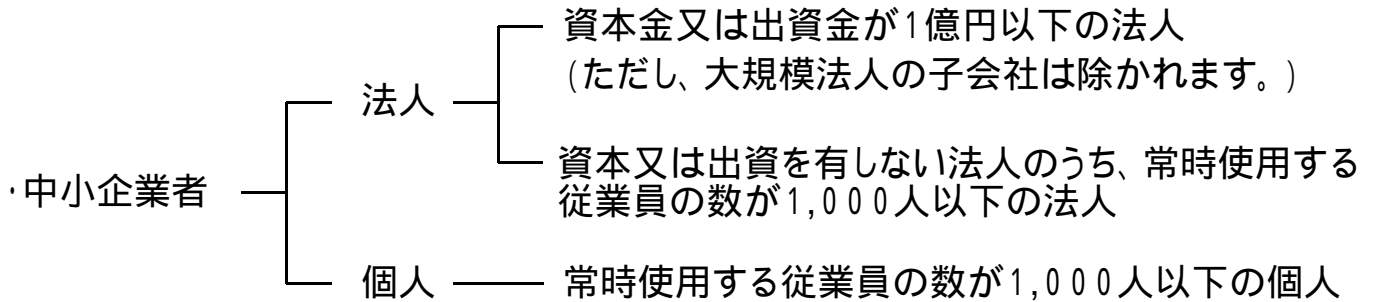


少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 《所得税・法人税》

～ 林業用機械等を取得する場合～

1. 特例の対象者

青色申告書を提出する次の中小企業者、森林組合等が対象になります。



・ 森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合

2. 特例の内容

減価償却資産については、通常、毎年、減価償却費分を損金経理しますが、少額のものについては、取得時に、その取得価額の全額を損金(必要経費)に算入することが認められています。

上記1に該当する者の場合には、取得価額30万円未満の減価償却資産が対象となります。この場合、年間の少額減価償却資産の取得価額の合計額は300万円を限度とします。
(注) 上記1に該当しない者の場合には、取得価額10万円未満の減価償却資産が対象となります。

3. 特例の効果

< 期首に林業用機械1基を20万円で購入するとした場合のその年度における効果 >

方法	特例の場合	通常の場合	特例の効果
損金経理できる金額	20万円(全額)	$20 \times 0.625 = 12.5$ 万円 (250%定率法・法定耐用年数4年)	7.5万円

お問い合わせ先	林野庁企画課税制班 (代表)03-3502-8111 (ダイヤルイン)03-3502-8037
---------	---